

資 料 一 覧

資料 1	愛知県幼児教育研究協議会開催要綱	1
資料 2	愛知県幼児教育研究協議会の傍聴に関する要領	2
資料 3	令和 6 年度 愛知県幼児教育研究協議会委員名簿	3
資料 4	愛知県幼児教育研究協議会のあゆみ	4
資料 5	令和 6 年度愛知県幼児教育研究協議会協議題	5
資料 6	令和 5・6 年度 幼稚園教育の状況調査（在籍する外国籍児）	6
資料 7	協議内容	7
資料 8	専門部会委員名簿	8
資料 9	令和 6 年度愛知県幼児教育研究協議会開催計画	9
別紙	調査内容検討のための参考資料	10

資料 1

愛知県幼児教育研究協議会開催要綱

(趣旨)

第1条 本県幼児教育に関する諸問題について研究協議するため、愛知県幼児教育研究協議会(以下「協議会」という。)を開催する。

(研究協議事項)

第2条 幼児教育に関する基本的事項並びに当面する諸問題について研究協議する。

2 協議題については、今日的課題を踏まえて、県教育委員会が提起する。

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者・一般有識者
- (2) 市町村関係者
- (3) 幼稚園、保育所、認定こども園等及び学校関係者
- (4) P T A関係者
- (5) 県関係者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、協議会の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の招集)

第5条 協議会は、県教育委員会教育長が招集する。

(専門部会)

第6条 協議会に専門の事項を調査・研究するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、専門委員をもって構成する。

3 専門部会に部会長を置く。

4 部会長は、専門委員のうちから互選する。

5 専門部会は、県教育委員会教育長が招集する。

(意見聴取)

第7条 協議会及び専門部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 協議会の会議は、公開する。

(会議録)

第9条 協議会は、会議を開いたときは会議録を作成するものとする。

2 会議録の保存年限は、5年とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、県教育委員会教育部義務教育課において処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、県教育委員会教育長が定める。

附 則

この要綱は、昭和47年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和52年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

愛知県幼児教育研究協議会の傍聴に関する要領

- 1 傍聴人の決定
会議の傍聴人は、会長が決定する。
- 2 傍聴人の人数
会議における傍聴人の定員は、10人とする。
- 3 傍聴申込み
傍聴を希望する者は、会議傍聴申込書（様式1）により、会長に申し込むものとする。なお、傍聴の申込みは、会議開催当日、開会予定時刻の30分前から、会場の受付にて開始し、会議の開始の10分前に締め切る。
- 4 定員を超えた場合の取扱い
締め切り時に、傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、傍聴申込書の提出者のうちから、抽選により定員までの傍聴人を決定する。
- 5 会議資料の配付等
 - (1) 傍聴人には、当日、会議資料又はその概要を交付する。
 - (2) 傍聴人は、会議開会予定時刻までに入室し、本要領を遵守するものとする。
- 6 傍聴席に入ることができない者
次のいずれかに該当する者は、会場に入ることができないものとする。
 - (1) 凶器その他危険物と認められるものを携帯している者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) 児童及び乳幼児。ただし、引率者があって会長が許可をした場合は、この限りではない。
 - (4) ラジオ、拡声器、笛の類を携帯している者
 - (5) カメラ、ビデオカメラ、ICレコーダー、双眼鏡の類を携帯している者。ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。
 - (6) その他、議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者。
- 7 傍聴人の守るべき事項
傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。
 - (1) みだりに席を離れないこと。
 - (2) 帽子、外とう類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、会長が許可した場合は、この限りではない。
 - (3) 携帯電話及びスマートフォン等については、使用できないように電源を切るか、マナーモードにしておくこと。
 - (4) 飲食しないこと。ただし、健康管理等のための水分補給等はこの限りではない。また、飲食禁止の会議室等の場合、水分補給等のための一時退室は認める。
 - (5) 会場における言論に対し批評を加え、又は可否を表明しないこと。
 - (6) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲げる等の示威的行為をしないこと。
 - (7) 私語し、談論し、拍手し、その他騒ぎ立てないこと。
 - (8) その他会議を妨害するような行為をしないこと。
- 8 写真、ビデオ等の撮影及び録音の禁止
傍聴人は、議事に対する協議等の開始以後においては、傍聴席で写真やビデオ撮影をし、又は機器等を用いて録音してはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。
- 9 会長の指示
会長は、この要領に定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴人がこの要領又は会長の指示に従わないときは、当該傍聴者の退場を命ずることができるものとする。
- 10 施行年月日
この要領は、平成31年2月1日から施行する。

資料 3

令和6年度愛知県幼児教育研究協議会委員名簿

(敬称略)

選任区分	氏 名	職 名
学識経験者 ・ 一般有識者	山口 雅史	椋山女学園大学教授
	鈴木 照美	椋山女学園大学非常勤講師
市町村 関係者	鈴木 慶光	半田市教育委員会教育長
	小島 治彦	名古屋市教育委員会教育支援部義務教育課長
	古田 美津子	名古屋市子ども青少年局保育部担当課長
	鈴木 美奈子	碧南市役所福祉こども部こども課長
幼稚園・ 保育所及び 学校関係者	池田 紀代美	愛知県国公立幼稚園・こども園長会長 (名古屋市立第一幼稚園長)
	村上 芳枝	愛知県私立幼稚園連盟副会長 (ベル豊田幼稚園 統括園長)
	伊東 世光	愛知県社会福祉協議会保育部会副部長 (名古屋市 天使保育園長)
	宇都宮 美智子	名古屋民間保育園連盟副会長 (名古屋市 中村保育園長)
	上野 忍	大府市立大東小学校長
P T A 関係者	米倉 基裕	愛知県国公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会会長 (名古屋市立第一幼稚園)
	林 健二	愛知県私立幼稚園PTA連合協議会会長 (R5.7~R6総会) (名古屋柳城短期大学附属柳城幼稚園)
	小島 愛子	一宮市立葉栗保育園保護者の会会長
県関係者	今宮 裕司	愛知県福祉局子育て支援課長
	藤井 徹	愛知県県民文化局県民生活部学事振興課私学振興室長

事務局名簿

	氏 名	職 名		
事 務 局	橋本 具征	愛知県教育委員会教育部長	名古屋市中区 三の丸 3-1-2	(052) 954-6799 (ダイヤルイン)
	尾本 国博	愛知県教育委員会義務教育課長		
	星原 秀晴	愛知県教育委員会義務教育課 担当課長		
	稲垣 孝治	愛知県教育委員会義務教育課 課長補佐		
	塩野谷 文雄	愛知県教育委員会義務教育課 課長補佐		
	後藤 義広	愛知県教育委員会義務教育課 主査		
	渡邊 祐子	愛知県教育委員会義務教育課 主査		
	西澤 邦雄	愛知県教育委員会特別支援教育課 主査		
	加藤 綾子	愛知県総合教育センター基本研修室 主査		
	渡辺 久美子 中井 吉美	愛知県幼児教育コーディネーター		

年度	経	過
昭47 48	・協議会の設置 ・「幼児教育の指針」の作成	
49	・協議題 4・5歳児の教育(保育)内容を中心に	(答申)
50 51	・協議題 幼児教育と小学校教育のあり方とその連携	(中間報告) (答申)
52	・協議題 今後における幼稚園と保育所の関係について	(報告)
53 54	・協議題 幼・保の教育(保育)と家庭教育との連携 ・協議題 幼稚園・保育所と家庭との連携	(中間報告) (報告)
55 56	・協議題 幼児教育の充実をめざす指導の在り方	(中間報告) (報告)
57 58	・協議題 幼児教育に関する今日的課題	(中間報告) (報告)
59	・協議題 幼児の生活実態とその問題点	(報告)
60	・協議題 幼稚園・保育所における望ましいしつけの在り方	(報告)
61	・協議題 家庭の教育力回復のために幼児教育機関の果たす役割	(報告)
62	・協議題 幼児教育のための保育者の資質向上の在り方 ・現職教育資料「保育者としてこれだけは」	(報告) (発刊)
63 平成	・協議題 人とのかかわりをもつ力の育成 " " ・現職教育資料「人とのかかわりをもつ力の育成」	(中間報告) (報告) (発刊)
2 3	・協議題 自然との触れ合いや身近な環境とのかかわり合いについて " " ・現職教育資料「自然との触れ合いや身近な環境とのかかわり合いを持つ力を育てる」	(中間報告) (報告) (発刊)
4 5 6	・協議題 基本的な生活行動を主体的に身に付けるために " " " " ・現職教育資料「基本的な生活行動を主体的に身に付けるために」	(実態調査) (中間報告) (報告) (発刊)
7 8 9	・協議題 一人一人の幼児の特性や発達の課題に応じた教育・保育の在り方 " " " " ・現職教育資料「わたしたちの園にふさわしい教育課程・保育計画」	(実態調査) (中間報告) (報告) (発刊)
10 11 12	・協議題 心豊かな幼児の育成をめざして " " " " ・現職教育資料「保育のポイント Q&A50」	(実態調査) (中間報告) (報告) (発刊)
13 14	・協議題 幼児の心を豊かにする幼稚園・保育所と家庭との連携のあり方	(実態調査) (報告)
15 16	・協議題 子どもたちのすこやかな育ちを支える幼稚園・保育所と小学校の連携の在り方	(実態調査) (報告)
17 18	・協議題 幼児期における心の教育 —「命」を感じる教育を考える—	(実態調査) (報告)
19 20	・協議題 協同的な活動を通して、幼児期の「遊び・学び・育ち」を考える	(実態調査) (報告)
21 22	・協議題 子どもや社会の変化に対応した教育課程・保育課程 —伝え合う力や規範意識の芽生えを培う体験を重視して—	(実態調査) (報告)
23	・協議題 愛知県のこれからの幼児教育の在り方を考える —幼児教育の指針の策定に向けて—	(報告)
24 25	・協議題 小学校教育を見通した幼児期の教育を考える —接続期における教育課程・保育課程の編成に向けて—	(中間報告) (報告)
26 27	・協議題 幼児教育の充実に向けた保育者の資質と専門性の向上について	(中間報告) (報告)
28 29	・協議題 生涯にわたる学びを支える幼児教育の在り方 —幼児期における「学びに向かう力」の育成を通して—	(中間報告) (報告)
30	・協議題 幼児期の育ちを支える幼稚園・保育所・認定こども園と家庭との連携の在り方について—「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりにして—	(報告)
令元	・協議題 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」につながる学びの芽を捉える —「自然との関わり・生命尊重」の姿に視点を当てて—	(報告)
2 3	・協議題 幼児期の教育における一体的に育まれる資質・能力とは —子供の具体的な遊びや生活の姿から考える—	(中間報告) (報告)
4 5	・協議題 幼児教育における「社会に開かれたカリキュラム」の実現をめざして ～幼児期に育みたい資質・能力の理解に向けて～	(中間報告) (報告)

資料 5

令和6・7年度愛知県幼児教育研究協議会協議題 多文化の環境で育ち合う幼児教育の在り方 ～受け止め合う心を育むための関わりを考える～

〈協議題設定の理由〉

【現状・動向】

- 愛知県内の公立幼稚園を対象とした調査で、外国籍幼児は総園児数に対して令和5年度が5.6%、令和6年度は7.0%である。
- 愛知県は外国にルーツをもつ児童生徒が多く、令和5年度愛知県義務教育問題研究協議会において「外国にルーツをもつ児童生徒の受入れ・共生のための支援・指導の在り方」について協議され、リーフレットが作成されて活用が進んでいる。
- 文部科学省の委託研究においても、令和4年度に「外国人幼児等の受入れに関する研究」の発表がされており、外国籍等の子供がいる環境の中で幼児教育をどのように行っていくかについての関心は高い。

【国の提言】

- 令和5年2月中央教育審議会初等中等教育分科会 幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会が審議のまとめを公表した。
その中で、「特別な配慮を必要とする子供や家庭への支援」として、外国籍等の子供に対する支援や配慮について現状や課題が挙げられている。幼児教育施設では散在する指導上の留意事項等の整理をすることや、活用できる資料、教材の作成等、子供の多様性に配慮した教育の充実に関する好事例等を収集し、蓄積して活用することも示されている。

幼児教育施設では、外国籍等の子供が多くなってきており、その対応（困り感や課題）が問題となっている。調査対象を公立幼稚園だけでなく私立幼稚園、及び公私立保育所、こども園を含めた愛知県内で幼児期における外国籍等の子供の在籍率などの調査や、支援の参考となる資料は少ない。

言語・文化的に多様な背景をもつ子供がいる環境で、幼児期の子供たちが育ち合える教育をどのように推進していくべきかを協議する必要がある。

協議題

多文化の環境で育ち合う幼児教育の在り方
～受け止め合う心を育むための関わりを考える～

研究内容

- 子供や保護者、園の困り感を把握する
 - ・言葉の理解
 - ・文化の違い
 - ・生育環境や特性 等

具体的な場面や
姿を捉える

- 保育者の援助・支援の在り方について検討する
 - ・個々に応じた適切な関わり方
 - ・環境の構成
 - ・保護者支援
 - ・関連機関との連携 等

研究計画

【一年次】県内の状況、課題について全県調査を行い、把握する

- 幼児教育現場における課題や困りごとの把握（対象：県内の公私立幼稚園、保育所、認定こども園）
 - ・一人一人の多様な言語・文化的背景に対応していくにあたり、課題となること。
 - ・個の姿に応じてどのように関わり、心のつながりをもった温かな関係をどのように築き、育んでいくとよいか。
 - ・子供の園での学びや保育者の支援の方法を小学校へどのように繋いでいくとよいか。
⇒調査内容について協議を進め、調査実施後、結果の分析をもとに研究課題を絞り込む。

* 中間報告：調査結果と分析結果をリーフレットにまとめる

【二年次】調査結果に基づき研究、報告書作成

- 絞り込んだ研究課題について、園又は保育者が参考にして活用できる資料にまとめる

幼稚園の状況調査(公立幼稚園設置市町)

資料6

●在籍する外国籍児(市町の状況)

【令和5年度】

		園数	学級 総数	園児 総数	対象の 幼児数	割合
1	犬山市	1	3	52	0	0.0
2	小牧市	1	3	52	1	1.9
3	清須市	1	6	112	2	1.8
4	半田市	6	26	485	16	3.3
5	常滑市	1	3	39	1	2.6
6	知多市	1	3	75	3	4.0
7	阿久比町	1	6	115	0	0.0
8	碧南市	5	22	396	49	12.4
9	豊田市	8	18	197	12	6.1
10	西尾市	3	23	492	27	5.5
11	高浜市	2	9	213	14	6.6
合 計		30	122	2,228	125	5.6

【令和6年度】

		園数	学級 総数	園児 総数	対象の 幼児数	割合
1	犬山市	1	3	38	1	2.6
2	小牧市	1	3	41	3	7.3
3	清須市	1	6	105	0	0.0
4	半田市	6	25	441	11	2.5
5	知多市	1	3	62	2	3.2
6	阿久比町	1	5	103	2	1.9
7	碧南市	5	20	375	47	12.5
8	豊田市	8	13	162	10	6.2
9	西尾市	3	21	433	38	8.8
10	高浜市	2	9	199	24	12.1
合 計		29	108	1,959	138	7.0

資料 7

令和6年度第1回愛知県幼児教育研究協議会協議内容

令和6・7年度 協議題

多文化の環境で育ち合う幼児教育の在り方

～受け止め合う心を育むための関わりを考える～

〈本日の協議内容〉

- ① 今後に活かされる資料とするために必要な調査内容とは何か。

- ② どのような事例を蓄積していくとよいか。(以下の視点から)
 - ・ 言語、文化的に多様な背景をもつ子供への関わり

 - ・ 多文化の環境での子供同士の関わり

 - ・ 保護者への関わり

 - ・ 小学校や関係機関への関わり

専門部会委員名簿

(敬称略)

選任区分	氏名	職名
学識経験者 ・ 一般有識者	鈴木 照美	椋山女学園大学非常勤講師
	栗木 節子	修文大学短期大学部教授
幼稚園・ 保育所等 及び 学校関係者	室田 ひふみ	名古屋市立高田幼稚園長
	水野 聡子	阿久比町立ほくぶ幼稚園長
	鈴木 清子	西尾市立鶴城幼稚園長
	足立 正和	愛知文教女子短期大学附属一宮ひがし幼稚園長
	近藤 江里子	小牧市立大山保育園長
	北村 朗子	豊田市立松平こども園長
	阿部 良子	レイモンド庄中保育園長
	清松 治子	岡崎市立広幡小学校長
	山本 由佳	清州市立清州小学校長
県関係者	都 筑 太	愛知県教育委員会あいちの学び推進課主任社会教育主事

資料 9

令和6年度 愛知県幼児教育研究協議会開催計画

年	月	日	曜	予定時間	研究協議会	専門部会
6	6	3	月	10:00～12:00 自治センター 603会議室	〈第1回研究協議会〉 ・令和6年度協議題について ・研究の方向性について ・専門部会の設置 ・今年度の計画	
6	7	10	水	14:00～16:00 三の丸庁舎 B203会議室		〈第1回専門部会〉 ・第1回研究協議会の報告 ・令和6年度協議題の確認 ・研究内容について ・調査内容の構想検討 ・第2回部会の予定確認
6	9	4	水	14:00～16:00 三の丸庁舎 B203会議室		〈第2回専門部会〉 ・報告書の構想案 検討 ・第3回部会の予定確認
6	11	13	水	14:00～16:00 三の丸庁舎 B104会議室		〈第3回専門部会〉 ・報告書案のまとめ ・次年度の方向性の確認
7	1	17	金	14:00～16:00 三の丸庁舎 B104会議室	〈第2回研究協議会〉 ・専門部会からの報告 ・令和6年度の計画 (方向性について)	

＜調査内容 検討のための参考資料＞

別紙

①【外国籍在籍率】

- 園の属性(所在地・施設種別・学級数・園児数)
- 外国籍等の子供の受入れ状況(外国籍等の子供の在籍人数・国籍)

※②～④は、平成28年度文部科学省委託「幼児期の教育内容等深化・充実調査研究」
 幼児期における国際理解の基盤を培う 教育の在り方に関する調査研究
 —外国籍等の幼児が在園する幼稚園の教育上の課題と成果から— より抜粋

②【保育者及び園の感じる気になる姿】

〈対、外国籍等の子供〉

〈対、外国籍等の子供の保護者〉

ア 保育者からの指示がわからない	ア 幼稚園の決まり(欠席連絡の必要性等)がわからない
イ 絵本を見ようとしなない、興味を持たない	イ 園だより等の印刷物の内容が伝わらない
ウ 歌を歌うことに興味を持たない	ウ 幼児の育ちや生活の様子を伝えられない
エ 話をしようとしなない	エ 時間感覚に幅があり、登園、降園の送迎が早過ぎたり、遅過ぎたりする
オ 友達と遊ばない	オ 食習慣・食文化(弁当に適切な食材の選択等)の違いに戸惑う
カ 他人から触られることを嫌がる	カ 病気や怪我など緊急時の連絡内容が伝わらない
キ 必要以上にくっついたり、抱きついたりする	キ 日本人保護者との交流が少ない
ク 列に並んだり、順番を待ったりしない	
ケ 片付けをしない	

[よく見られた / 見られた / あまり見られない]で選択

③【指導上、配慮や工夫をしたこと】

〈対、外国籍等の子供〉

ア	「おはよう」などの挨拶や簡単な言葉掛けを母語で行った
イ	近くに座る、手をつなぐ等、個別の働き掛けを行った
ウ	日本語をゆっくり、はっきり話すようにした
エ	話したり表示したりするときに、イラストなどでの表示を多くした
オ	周囲の友達から外国人幼児等に声を掛けるように促した
カ	サポートする大人が、近くにいるようにした(通訳者を含む)
キ	学級担任だけでなく、園全体で当該幼児に配慮する体制にした
ク	教職員は、様々な外国の文化理解や言語に関する研修をした
ケ	当該幼児の国の文化や生活に関する遊びや教材を教育・保育に取入れた

〈対、外国籍等の子供の保護者〉

ア	「おはよう」などの挨拶や簡単な言葉掛けを母語で行った
イ	子どもの様子や連絡等、個別の働き掛けを行った
ウ	日本語をゆっくり、はっきり話すようにした
エ	伝達事項について、イラストなどでの表示を多くした
オ	他の保護者から声を掛けるように促した
カ	サポートする人・通訳を頼んだ
キ	学級担任だけでなく、園全体で当該保護者に配慮する体制にした
ク	様々な外国の文化理解や言語に関する研修をした
ケ	保護者会等で当該保護者の国の文化や生活に関することを話題にした

[よく配慮した / 配慮した / あまり配慮していない]で選択

④【共に生活する中で、子供たちに見られた変容】

ア	外国人幼児等の文化的背景に興味を持つようになった(国旗、食べ物、スポーツ等)
イ	外国人幼児等の言葉に興味を持つようになった(簡単なあいさつ等)
ウ	言葉が分からなくても、遊びの中で自然に交わる姿が多く見られるようになった
エ	困っている様子を見ると、助けようとする姿が多く見られるようになった
オ	日本の文化にも興味を持つようになった

[よく見られた / 見られた / あまり見られない]で選択

⑤【関係機関との連携体制について】

◎関係機関との連携体制がとれている

[はい ・ いいえ]

→「はい」の場合

ア	母語を話せる通訳ボランティア等が園に在籍している
イ	要請に応じて、通訳ボランティア等を派遣してもらっている
ウ	自治体の外国人専用の相談窓口を紹介してもらっている
エ	通訳や翻訳等の手助けをする NPO 法人等の支援団体を紹介してもらっている
オ	外国籍等の子供の国の文化や伝統についての研修を行っている
カ	外国籍等の子供を受け入れるための言語や配慮などを学ぶ場や機会がある

[あてはまるもの]を選択

⑥【小学校への接続について】

ア	援助・支援を保育者が小学校教員へ伝える機会(連絡会等)を設けている
イ	就学前に小学校での生活を体験する機会を設けている(プレスクール等)
ウ	就学を楽しみにできるような小学校行事への参加をしている
エ	就学について保護者への説明を個別に行っている

[あてはまるもの]を選択